

デジタル防災行政無線を整備します！

市では平成27～28年度にかけて、緊急時の情報伝達手段としてデジタル防災行政無線を整備します。



▲無線の中継局

災害などでケーブルテレビ網や電話線が断線して通信障害が起こった場合でも、無線により緊急情報を受信できる仕組みを構築します。工事では、親局を市役所本館に設置し、現在有線で使用している屋外スピーカーカーの無線化工事を実施して、今年度末から各ご家庭へ戸別受信機を配布していきます。また、同時に情報取

集のための防災カメラの増設も行う予定です。それに先立ち、各地区での説明会を順次開催します。工事中はご迷惑をおかけすることもありますが、ご理解とご協力をお願いします。【今後の工事予定】▼屋外スピーカー整備、27年10月～▼中継局整備、27年11月～▼親局整備、27年12月～▼防災カメラ設置、28年1月～▼戸別受信機の設置、28年3月～

図情報課 ☎43・5206

くらしの安全・安心推進委員

消費生活に関する情報の収集・提供や啓発活動、簡易な相談に対応し、相談窓口の紹介などの活動を次の委員が行っています。(敬称略・順不同)

- 岩本 逸雄 (広田)
- 平池 啓子 (倭文)
- 菅 道子 (阿那賀)
- 西島 敏子 (松帆)
- 入口 清弘 (市)
- 北条 志津子 (八木)
- 三好 州宏 (神代)
- 阿部 文恵 (阿万)
- 松崎 えみ子 (賀集)

行政相談委員感謝状

行政相談委員として、市民からの行政に対する苦情解決等の行政相談活動に尽力された功績により感謝状が贈られました。

◆兵庫行政評価事務所長感謝状
高田 末子さん (倭文)



ふるさと南あわじ応援寄附金

寄附状況の公表 (7月16日現在)

区分	件数	金額
南あわじ市内	444件	63,032,749円
市外(島内)	62件	12,373,000円
市外(島外)	317件	35,729,073円
合計	823件	111,134,822円

ご寄附ありがとうございました。詳細は市のホームページに掲載しています

今月の納税

市・県民税……………【2期】
国民健康保険税……………【2期】
納期限 **8月31日(月)**
《納期限内に忘れず納付しましょう》

個人事業税……………【1期】
納期限 **8月31日(月)**
《納税は便利で安全、確実な口座振替で》
☎兵庫県淡路県民局(洲本県税事務所)
☎26-2032

市税は納期限までに納付を！


もし、納期限を過ぎても納付をしなかったら…
納期限までに納付されなかった場合、督促状が發送され、督促手数料が加算されます。さらに年14.6%以内の割合で延滞金が加算されますので、市税の負担がさらに重くなります。

それでも市税の納付を怠ったら…

督促状發送後も、納付がなされず未納が続いた場合、文書や電話などによる催告を行います。さらに財産の調査(預貯金、不動産の所有状況の調査、勤務先への給与調査など)を行い、財産の差押(これを滞納処分といいます)を実施することもあります。このような事態にならないよう、納付できないご事情がある方は、速やかに税務課納税係までご連絡、ご相談ください。

図税務課 ☎43-5213

いよいよマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります①



マイナンバーとは？

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバー(個人番号)といいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。マイナンバー制度の安心・安全を確保するため、個人情報とは従来通り各機関で分散管理し、行政機関間の情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。

詳しくは [マイナンバー](#) [検索](#)

こんな場面で必要

平成28年1月以降、マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

- 社会保障関係の手続**
年金や雇用保険の資格取得や確認、給付など
- 税務関係の手続**
税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書に記載など
- 災害対策**
防災・災害対策に関する事務や、被災者生活再建支援金の給付など

民間事業者のみなさまへ

民間事業者でも平成28年1月以降、税や社会保障の手続に従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

源泉徴収票の作成手続、健康保険・厚生年金・雇用保険の手続、証券会社や保険会社が行う配当金や保険金等の支払調書作成 など

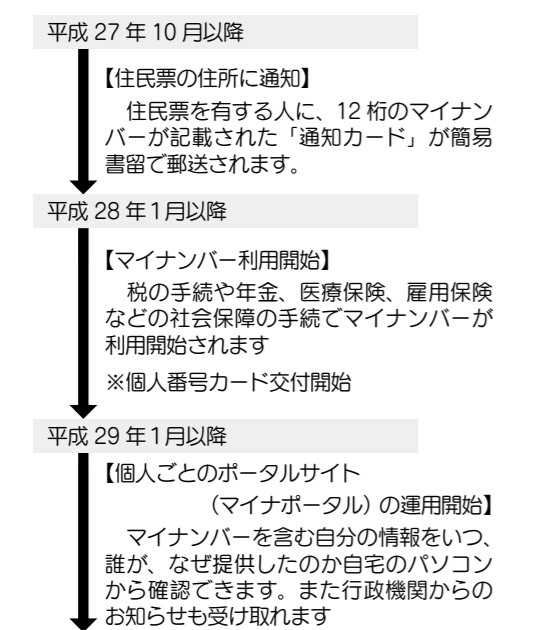
平成27年10月以降、法人には法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。詳しくは [法人番号](#) [国税庁](#) [検索](#)

マイナンバーで、もっと便利に暮らやすく。

マイナンバーは各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、様々なメリットをもたらします。

- ①公平・公正な社会の実現
所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れることや、困っている人へのきめ細やかな支援ができます。
- ②国民の利便性の向上
年金や福祉などの申請時の添付書類が減ります。これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。
- ③行政の効率化
行政事務が効率化され、複数の業務の間での連携が進み、手続が正確でスムーズになります。

今後のスケジュールは？



※個人番号カードは、マイナンバーを記載した書類の提出や本人確認に利用できる公的身分証明書です。

(注)「通知カード」を確実に受け取りいただくため、今のお住まいの住所と住民票の住所が異なる人は、速やかに住所変更の手続きをお願いします。

マイナンバーのお問合せ

コールセンター 0570-20-0178
【全国共通ナビダイヤル】9:30～17:30(土日祝日・年末年始除く)

※国や市役所などから電話で個人情報の照会をすることはありませんので、不審な電話にご注意ください!!